

母性健康管理規程

第 一 条【目的】この規程は就業規則第二十五条に基づき株式会社リバストンモデル(以下会社という)に勤務する従業員の妊娠中及び産後1年以内の女性の母性健康管理に関する取り扱いについて定めたものである。

第 二 条【時間内通院】妊娠中及び産後1年以内の女性が母子健康法による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合には、申し出により以下に定める時間内通院をすることができる。

申し出できる期間	回 数
妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週～35週まで	2週間に1回
妊娠36週以降	1週間に1回

但し、医師等の指示がある場合は、その指示による回数を認める。

第 三 条【時間内通院の申出】女性労働者が会社に対して時間内通院を申し出るにあたって、通院の月日、必要な時間、医療機関名等、妊娠週数を申し出るものとする。

二. 会社は妊娠週数または出産予定日を確認する必要がある場合には、女性労働者の承認を得て出産予定日証明書等の証明書類の提出を求めることができるものとする。

第 四 条【通勤緩和】妊娠中の女性は申し出ることにより、会社の出勤、退社に関しそれぞれ30分の遅出、早退をすることができる。但し、この遅出、早退を出勤時或いは退社時のいずれか一方にまとめ計60分として取得する場合は、あらかじめ届け出るものとする。

第 五 条【勤務中の休憩】妊娠中の女性が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、申し出ることにより所定の休憩以外に以下に定めることを受けられる。

- (1)休憩時間の延長
- (2)休憩回数の増加
- (3)休憩時間帯の変更

第 六 条【症状等に対応する措置】妊娠中及び産後1年以内の女性が、医師等から、勤務状態が健康状態に支障を及ぼすとの指導を受けた場合は「母性健康管理指導事項連絡カード」に基づき以下に定めることが認められる。

- (1)業務負担の軽減
- (2)負担の少ない業務への転換
なお、この場合以下の作業が対象となる。
 - ①重量物を取り扱う作業
 - ②外勤等連続的歩行を強制される作業
 - ③常時、全身の運動を伴う作業
 - ④頻繁に階段の昇降を伴う作業

- ⑤腹部を圧迫するなど不自然な姿勢を強制される作業
 - ⑥全身の振動を伴う作業等
- (3)勤務時間の短縮
 - (4)休業

第 七 条【母性健康管理中の給与等】母性健康管理に関する措置を受けている間の給与は、減額するものとする。なお、前条第一項第四号による休業期間中は無給とする。

第 八 条【法令との関係】母性健康管理等に関して、本規程に定めのないことについては、男女雇用機会均等法その他法令の定めるところによる。

付 則

1. この規程は令和 年 月 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。